



Title	1946年米中新通商条約に関する一考察
Author(s)	杉田, 米行
Citation	大阪外大英米研究. 1999, 23, p. 227-239
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99229
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

1946年米中通商条約に関する一考察

杉 田 米 行

はじめに

米国は、アジア・太平洋戦争中に中国との間に結ばれていた不平等条約を破棄した。その後紆余曲折を経て、1946年11月に米中新通商条約が締結された。本稿では、まず、不平等条約が撤廃される過程を概観し、次に新通商条約締結の過程とその意義を検討する。

不平等条約の撤廃

19世紀半ば以降、中国は関税自主権を喪失し、ヨーロッパ列強は沿岸貿易権、内河航行権、軍艦常駐権、租界の設定権などを獲得し、いわゆる不平等条約体制が確立していた¹。米国も1844年望厦条約で最惠国待遇条項を獲得することで、不平等条約体制の特権を満喫していた。20世紀にはいり中国のナショナリズムが高揚するにつれて、米国はいずれ不平等条約を撤廃しなければならないと感じており、アジア・太平洋戦争の勃発によって米国が中国と同盟関係にはいると、この問題が脚光を浴びた。中国を「大国」扱いするという政治的観点からみても不平等条約を撤廃することは必要だった。米国政府内ではこの問題を最大限に利用するために、米国がイニシアティヴを発揮すべきだという点では合意が形成されていたが、問題はそのタイミングだった。

1942年3月に、米国国務省極東局長マックスウェル・ハミルトンは、不平等条約撤廃には賛成だが現在は適切な時期でないと主張した²。国務省極東問題担当政治顧問スタンレー・ホーンベックも同意し、「現在この『切り札

を使う』理由はない。この切り札を必要とする時が来るかもしれないが、今はこの切り札を保持することが有利であり、いずれそれを使うことが好都合な時が来るだろう」と述べた³。確かに日本軍が破竹の勢いで戦勝をあげている時にこの問題をもち出すことは得策ではなかった。好機は1942年6月、ミッドウェー海戦での米国の勝利によってもたらされた⁴。中国国民党総統の蒋介石は1942年の七七記念声明において、ミッドウェー海戦での連合軍の勝利が転換点であり日本崩壊の始まりであると述べた⁵。この問題は米英共同で議論されていたので、米国国務長官コーデル・ハルは1942年8月に、不平等条約廃止および新条約締結交渉の好機ではないかと英國に打診した。その理由として、米国世論の支持、中国側の希望、およびアジア・太平洋地域での軍事状況の好転をあげ、米英側がイニシアティヴをとることができ、かつ中国に与える心理的・政治的影響力が大きいという意義をあげた⁶。当時国民政府が新しい駐米大使を派遣してきたことにより、米国は不平等条約の廃止問題で中国がイニシアティヴをとるのではないかと恐れた。「この時期に中国における治外法権廃止問題に関して、何らかの積極的な行動をとることが有利だと考えた理由の一つは、米英側がイニシアティヴを示すことにあり、我々がイニシアティヴを維持し続けることにある」というのが国務省の見解だった。1942年10月に米英は中国に対する不平等条約を撤廃するという声明を出した⁷。

米国国務省は、不平等条約に代わって簡単な新条約案を考慮していたが、駐中米国大使クレアレンス・ガウスは「将来の中米関係を規制するために、包括的な条約の締結を要求すべきだ」と強く勧告した。その理由として中国に米国の利益を保護する責任があることを認識させること、米中間に安定した通商関係を構築すること、中国の戦後復興に米国が迅速かつ効果的に参加できるようにすること、および外国との基本的な条約の存在が戦後中国政府の安定要因になることをあげた。英國政府は、戦時中には厄介な政治問題を避けるために国務省の意見に同意し、重要な問題は戦後に交渉すべきだと主張した。駐米英國公使ジョージ・サンソムは、個人的意見として、治外法権

放棄の際に様々な制限をつけるのは逆効果になると警告した。結局国務省は、最初の考え方どおり、戦争中は新条約の大枠だけを決め細部は後日交渉することにし、1943年1月に不平等条約を廃止する条約が調印された⁸。蒋介石は調印後「本日は中国史における新時代の始まりである。... 我々は我々の政府が主張してきた希望と念願に対して、特に満足できる完全で留保条件のない同意を米国から得た」という声明を出し、中国の主要新聞も「米国は永久に中国の親友であると信じる」と述べているように、中国の米国への信頼が高まったが、その後新通商条約を締結するにあたって米中間の戦後経済構想の相違が表面化することになる⁹。

不平等条約廃止後、米国企業は中国の法律で規制されることになった。戦争のため中国における大部分の米国企業は操業を中止していたが、1944年頃から経済活動の再開に必要な手立てをとり始めた。ところが中国の外国企業規制は複雑で不明瞭なものだったので、米国企業は登録に対して非常に警戒心を抱き、規制の簡素化と明確化を要求した¹⁰。1944年4月に、全米外国貿易評議会長ユージン・トーマスは規制の明確化が戦後米国企業の中国進出に役立つことを国務省に訴えた。この頃、中国問題に関して米国実業界と国務省は密接に協力し合っていた¹¹。全国外国貿易評議会および中米通商産業評議会は、当時の規制があいまいで複雑なために米国企業が登録に対して非常に大きな警戒心を抱いているので、7月末に迫っていた登録期限の延期を要求するように国務省に陳情した。国務省もこれを受け、国民政府に対して以下の事を要求した。①米国企業登録期限の延期。②外国企業の規制緩和。③米国企業の登録手続の簡素化と明確化。国務省はこの問題が米中通商関係において特別な重要性をもっていることを強調して中国に圧力をかけた。国民政府は、米国企業の登録期限に関しては、年末まで延期する方向で検討することを約束した。ガウスは、登録問題が非常に重要な問題であり、治外法権撤廃後、国民政府が外国企業と初めて行う交渉なので、「当然中国政府の態度は、中国が外国の利害関係者に対してリベラルで合理的な通商政策を取るのか、それとも繰り返し我々が報告を受けているように、中国にいるある分子

が米国（または外国）企業の中国への再進出を抑制しようとするのかを、米国の利害関係者によって吟味されている」と説明し、「私見では、中国側の観点からすれば、後者の路線をとることは賢明ではない。中国はこの戦争の後、外国からの援助が必要である」と述べて自由貿易を基調とした通商政策が中国の利益にもなることを力説したのである。さらにガウスは、「米国の利害関係者は、…中国が彼らの関心に値すると感じるかどうかを決定するだろう。彼らがそう感じなければ、他の地域に目を向けるだろう」と国民政府を脅したのである¹²。ガウスは革新的な通商政策が中国の利益になることを力説し、訪米中の孔祥熙財政部長に圧力をかけるべきだと主張した。「利害関係のある米国実業界グループは、孔博士が滞在しているのを利用して、中国政府があまりにも国家主義的で厳格な経済統制をすれば、中国に悪影響をおよぼすということを彼に印象づけるべきだ」と勧告した¹³。国務省はこの勧告を受け、ローズヴェルト・孔会談の前に覚書きを作成した。「孔博士は米国での最近の演説において、中国と米国の企業間の戦後通商関係を促進する革新的な見解を披露した。中国からの報告によれば、中国における外国企業を管理する中国の法と規則が満足のできるものではなく、米国人は規制が不必要に制限的で明瞭さに欠けると考えているということを孔博士に言及するのがよい」と助言した¹⁴。

一方、国民党内では、11月末に稳健革新派の代表的存在である孫科が、戦後も兵器工業、公共事業、重要鉄道、重要水力発電、郵便・通信事業を国営にし、外資導入は歓迎するが、国民政府が外国投資の承認権を保持すべきだという声明を出した。米国実業界はこの孫科声明に失望し、12月、全米外国貿易評議会および中米通商産業評議会は合同で、孔に民間からの資本導入を重視すべきだと伝えた¹⁵。

中国の戦後経済構想と米国の対応

国民政府は米国参戦前にすでに公式の戦後計画グループを発足させ、国際安全保障組織、経済復興、対日・極東関係の三つの部門に分かれて計画を練

った。中国は、戦後経済復興のためには資本と技術が必要だと認識し、米国が戦後中国で中心的な経済的役割を果たすと考え、不平等条約撤廃後すぐに包括的条約交渉を要請してきた¹⁶。当時の行政院院長は、戦後の米中間に経済問題はなく、米国からの援助のもとで健全で革新的な関税政策の実施により、米中通商が促進されると期待した¹⁷。他方、中国には長年不平等条約体制によって搾取された経験があり、米英が不平等条約を撤廃した後も外国の経済進出には慎重であり、戦後政府が外国通商を管理すべきだという提案も重要視された¹⁸。中国で発刊されていた多くの新聞雑誌も外国資本の導入を制限すべきだと主張した。例えば国民党中央機関紙『中央日報』は、外国資本の安全は保護すべきだが、その横暴を防ぐ規制を作成すべきであり、政府が外国資本の用途を管理すること、および外国資本の直接投資を拒否すべきことを提唱した。『新経済』誌は、1943年5月号で、「外国資本導入の重要な点は主権と経営管理を我々の手に保持すること」と述べ、やはり外国資本の直接投資に否定的だった¹⁹。さらに国民政府は資本主義の発展の遅れを取り戻すために、政府の強力な経済介入も必要だと認識していた。蒋介石は政府と実業界の緊密な協力関係の重要性を強く主張していた²⁰。

以上のように国民政府内では、外国援助の必要性を強調する勢力と国家主義的な傾向を持つ勢力が対立していることを、重慶に滞在していた米国財務省代表のアドレーはモーゲンソー財務長官に報告した²¹。しかしながら、国民政府の戦後経済構想を「自由主義者」と「国家主義者」の対立ととらえるのは一面的な理解だろう。「自由主義者」は中国人企業家の保護の必要性を認識していたし、「国家主義者」も戦後経済復興のために外国資本の導入が必要だということは承知していた。国民政府は、米国のような資本主義でもソ連のような社会主義でもない「計画自由主義」と呼ばれた第三の道を目指していた。それは、政府が全般的な経済活動の計画をたて、政府がその計画に沿った民間企業活動には承認と援助を与えるような国家主導型の混合経済だった²²。

国民政府は「計画自由主義」に沿った産業復興と外国資本の導入促進に關

する決議を採択する。その内容は、産業復興が中央政府の総合計画に沿って行われること、民間と国営企業の分業・協力体制をとりながら産業復興を図ること、輸出産業には奨励と援助を与えること、外国資本と技術援助を歓迎することだった。外国資本導入促進に関しては、中国と外国との合弁企業において外国資本の出資率制限（49%以内）を撤廃すること、外国人の直接投資は認めるが、中国の規制と法の拘束をうけかつ中国政府の許可が必要なこと、および民間企業は外国と借款交渉を行ってもよいが、その発効のために政府の承認が必要というものであった²³。

駐中代理大使ジョージ・アチソンはこれらの決議に対して、次のような意見を国務省に送付している。先ず、決議の保守的な面を批判している。①経済活動における政府の独占と支配が継続・強化されること。②政府は重工業を国営に軽工業を民営にする可能性が濃厚なこと。③民間企業保護のために高関税政策をとる傾向があること。しかしながら、資本不足のため、外国の資本投資に関しては比較的革新的な政策を採用している点は評価していた。中国の非国民党系最有力新聞『大公報』紙も9月12日の記事で、中国は戦後復興のために最初の5年間で65億ドルの外国資本が必要だと試算し、外国資本に対して特別な規制を課す必要もないことを述べた。但し、あくまでも外国資本と外国企業が中国の法律と規制に従わなければならないという逃げ道を残していた。アチソンはこのような革新的な面がみられるのは、中国が米国に経済的に依存しており米国の批判に敏感になっていることの証だと分析し、中国の戦後経済構想に米国が大きな影響力を行使していると考えた²⁴。ガウスは国際連合救済復興機関が設置され、中国で戦後復興における米国の大規模な援助に対する期待が一気に広まり、中国の戦後経済計画立案過程において、米国の影響力が一段と高まってきたことを報告した²⁵。駐中大使館員の経済専門家であるチャールズ・レマーも「米国の自由企業と中国における米国投資の展望が現在のようなりバーラルな傾向にする役割を果たした」と中国の経済構想におけるリバーラルな傾向は米国の影響によるものだと認識していた²⁶。

米国は、中国が戦後世界システム内で軽工業地域、主要農業地域、および巨大製品市場としての役割を果たすことを期待した。中国の経済状況視察のために派遣された米国戦時生産局長ドナルド・ネルソンは、以下のように中国の将来の経済発展を期待していた。①戦後中国は、繊維工業や製陶業を中心とした軽工業や電力発電などの資源開発を重視すべきであり、自動車工業のような重工業は考慮することすら10年早い。②国営にするのは輸送機関と発電事業だけにし他の産業はすべて民営にすべきである。例えば、繊維産業の場合には5から10の中米合弁企業を設立し、初期の段階では米国人が主要な投資と管理を行すべきである。③中国政府と中国実業界の関係が円滑にいくように米国が助言し、安定し予見可能な中国市場を構築すべきである²⁷。

戦後中国は莫大な投資・生産市場として期待されたが、米国は行動の自由を要求し、国家資本主義的傾向に不信の目を向けた²⁸。国務長官代理サムナー・ウェルズは、塩、たばこ、マッチ、砂糖の国家独占化を懸念し、米国企業の圧力で対中援助継続が困難になること、独占化がインフレーションを招くとともに中国の民間企業を圧迫することなどを理由に再考を促した²⁹。不平等条約撤廃の代わりに簡単な条約案しか考慮しなかった国務省に不安を覚えたガウスは包括的新条約を締結すべきだと主張するとともに、中国には「国営化と政府独占の方向に向かう明確な傾向がある」と懸念を表明した³⁰。中国においても、米中通商関係と自由貿易を重要視する派は経済活動における政府独占化の傾向を嘆き、健全な国内開発のためには有害だと感じていた³¹。米国政府の課題は上記の計画に合致するように中国の戦後経済構想を革新的な方向に向けるような枠組みを作り上げていくことだった。

国民政府が包括的条約の交渉を申し込んできたので、財務省および国務省は当初の計画を変更し、交渉を戦争中に始めるにした³²。大使館は、米国政府が通商協定案を先に提出して、この交渉におけるイニシアティヴをとるべきだと繰り返し勧告した。国務省もこの勧告を受け入れ、1944年4月に、近い将来協定案が完成すると中国政府に伝えた³³。中国が戦後経済復興のための援助を米国に求めるのは明らかだった。米国実業界も中国の復興計画に

多大な関心を抱いており、国務省は、中国の戦後計画を自由主義的で門戸開放を基調とした多角主義体制の形成という米国の目的に合致する方向にもつていきたかった。1944年後半に中国政府内において人事異動があり、保守派の勢力が低下したような印象を米国に与えたが、中国側が高関税政策を主張すると国務省は反発した³⁴。1945年2月、国務省は門戸開放と自由貿易主義を基調とした新通商協定案を完成させ、4月に中国政府に提出して通商交渉におけるイニシアティヴを握り、米国企業の中国における活動は新通商協定の内容次第だと革新的な内容の協定を早期に締結するように国民政府に迫った。7月に通商協定予備交渉が始まったが、8月に終戦を迎えた時、通商協定交渉はようやく予備交渉を終えたところだったため、解決は戦後に持ち越されることとなった³⁵。

米中新通商条約の意義

米国企業は、1945年8月に締結された中ソ友好同盟条約により中ソ間の経済関係が密接になることを恐れ、大使館に支援を要請した。大使館はこれを受け、国務省および商務省が米国企業にあらゆる支援を与えるように進言した。国務省は不平等条約撤廃後の企業活動を規定する法的枠組みの欠如が、米国企業の中国市場進出にとって大きな障害であるということを認識していた。そこで、国務省は通商協定の早期締結を切望し、1945年11月17日、米国は中国に通商条約に関する正式交渉の開始を要求した³⁶。

1946年2月に通商条約交渉が開始された。米国側は合意を得るために一定の譲歩をし、著作権、商標、特許などの相互保護条項、報道の自由および情報の収集と伝達を米国人に保証する条項を放棄した。また鉱山資源の探索と採掘および沿岸貿易など、いくつかの経済活動の分野で中国政府の制限を承認した。このような譲歩をして、米中間にある程度の合意ができた後、米国行政府は米国議会の要人と会合を開いて通商条約が議会で批准されるように基礎固めをした。最大の難問は最惠国待遇に関する問題だった。中国側は、通商業務において各国に無条件で最惠国待遇を与える条項は、政治的にも心

理的にも受け入れることができないと主張し、国防最高委員会が最惠国待遇に関する非公式協定を承認するという対案を示した。米国はこの対案を承諾し、11月4日新通商条約が締結された³⁷。

一定の譲歩をしたとはいえ、この条約は米国にとって満足できる内容であり、米国はこの法的枠組みを利用して、門戸開放を基調とした多角主義的貿易機構の中に中国経済を組み入れていこうとした。米国政府は、米中通商関係における法的枠組みを自由主義的なものにして米国企業の資本と技術を中国に投入すれば、米国企業の利益になると同時に、中国経済が近代化し政治的にも稳健革新派が台頭するだろうと期待していた。そういう意味で米国政府は新通商条約の締結を歓迎したが、米国の意図は完全に成功したとはいえない。

終戦直後、戦時中に米国の援助などによって中国に貯えられた外貨高は約8億3500万ドルと膨大な額にのぼった。国民政府は、中国経済は、農業が主体であり、インフレーションによる経済崩壊はなく、対日抗戦勝利によって自動的に国内のインフレーションは沈静化していくだろうと楽観視していた³⁸。

戦争中に抑圧された需要は終戦と共に一気に高まり、需要超過となった。占領地復興のための費用、内戦に備えて軍事費の増大、残留日本人の本国送還にかかる費用など政府の支出は膨れるばかりであった。このように需要超過、軍事費・政府支出の増大が戦後インフレーションの主要因であった³⁹。しかし、国民政府が、インフレーションの原因は物資の不足にあると考え輸入を大いに促進した結果、中国市場に外国（特に米国）商品があふれた。一方、無計画な輸入促進政策は国内産業の復興を阻害し、戦後中国の地場産業に深刻な悪影響を与えた⁴⁰。黄埔系新聞は「米国は長期的な展望を持つ必要があり…中国人に消費物資をダンピングすることで満足すべきではない」と米国の輸出攻勢を非難した⁴¹。戦時中、政府による生産向上のための援助もあり、小資本しかもたない中国人資本家も台頭し、主に軽工業に従事していた。戦後中国に輸入された主な品物は綿花、ガソリン、燃料油、車両、紙、

化学製品、羊毛、毛織物、たばこ、食料品（粉ミルク、缶詰め、オレンジ、シーフードなど）、シガレットなどであった。戦後国民政府は、このような物資の輸入を促進したために適切な国内産業保護政策を実施することができなかった。中国人実業家は資金面でも技術面でも外国企業に太刀打ちできなかつたのである⁴²。

このような状況下では、貿易の自由化をさらに進めるような新通商条約は中国において広範な批判を引き起こすこととなった。1946年夏以降中共は、米国が中国の植民地化を画策しているという批判をし続けてきたが、新通商条約はまさにその批判を裏付ける形となり、抗日戦の勝利で民族的自尊心を高めていた中国人を憤慨させることとなつた⁴³。中国人は、この条約によって外国企業を抑制できなくなり、中国の犠牲のうえに米国に利益をもたらしていると感じるようになった⁴⁴。またソ連は、新米中通商条約によって中国が米国の経済的従属下に置かれたと指摘している。モスクワ世界経済学院のアバーリン教授は、1947年2月に「強力な米国金融資本と弱体で低開発の中国資本にとっての『平等な権利』は全く平等ではない」と新米中通商条約を批判した。ソ連で1948年に発行された『外交辞典』には1946年の米中通商条約の説明に次のような一節がある。「経済的政治的に弱い立場の中国の見地から見ればその原則は形式でしかない。ところが米国にとっては、その原則は中国全域に排他的支配を確立する真の機会を提供した」⁴⁵。

おわりに

米国は国民政府を革新的な方向へ導くために自由主義的な経済枠組みにはめこもうとしたが、経済問題を取り扱っていくうちにますます国民政府と深く結びついていった。新通商条約は国民政府を相手にしたからこそ締結できたのであり、このような経済活動に関する法的枠組みが継続しうるか否かは、国民政府が中国を支配し続けるか否かという問題と密接に絡んでいた⁴⁶。したがって、米国政府の連合政府構想は、その中核を蒋介石を中心とした国民党とし、国民政府を補強して中共を抑制する方向に向かわざるを得なかつた。

国民政府は経済的枠組みに関して米国に譲歩する代償として、米国から経済的・軍事的援助を受け、対中共強硬策を推し進めるという構図ができていった⁴⁷。米国政府は自由主義的な経済的枠組みを構築することには成功したが、そうすることによって国民政府内の稳健革新派を伸ばし、行政改革を促そうとした米国の計画は失敗に終わり、国民党に加担する形で中国の内政問題に深くかかわらざるを得なくなり、長期的に柔軟な政策を探っていくには足枷となったのである。

注

1. 姫田光義他『中国近代史』上巻（東京大学出版会、1982）、116頁。
2. The United States Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下FRと略記), 1942, China (GPO, 1956), pp. 271-74.
3. *FR* 1942, China, p. 275.
4. Julia Cosgrove, "United States Economic Foreign Policy Toward China, 1943-1946," (Ph.D. Dissertation, Washington University, 1980), p. 49.
5. The United States Department of State, *Records of the US Department of State Relating to the Internal Affairs of China 1930-1949* (以下IACと略記) (Scholarly Resources, 1986) 893.00/14877, 7 July 1942.
6. *FR*, 1942, China, pp. 282-87.
7. *FR*, 1942, China, pp. 297, 307-08.
8. *FR*, 1942, China, pp. 284-92, 302, 328。
9. IAC 893.00/14928, 14 January 1943.
10. W. Y. Lin, "China's Capacity to Borrow Foreign Capital," *Pacific Affairs*, Vol. 17, No. 4 (1944), p. 445.
11. Cosgrove, "Economic Foreign Policy," pp. 106, 117.
12. *FR*, 1944, China (GPO, 1967), pp. 990-91, 998.
13. *FR*, 1944, China, p. 1066.
14. *FR*, 1944, China, p. 142.

15. Cosgrove, "Economic Foreign Policy," pp. 127-30; *FR, 1945, The Far East, China* (GPO, 1969), pp. 1206-07.
16. *FR, 1942, China*, pp. 736-37, *FR, 1943, China* (GPO, 1957), p. 710.
17. *FR, 1942, China*, p. 70.
18. *FR, 1943, China*, p. 849.
19. *FR, 1943, China*, p. 870.
20. *FR, 1943, China*, p. 851.
21. *FR, 1943, China*, p. 852.
22. 井上久士「中国内戦と国際環境」『歴史学研究』別冊特集(1982)171頁。*FR, 1944, China*, p. 1096.
23. *FR, 1943, China*, pp. 865-66.
24. *FR, 1943, China*, pp. 866-67, 871.
25. *FR, 1944, China*, p. 1008.
26. Cosgrove, "Economic Foreign Policy," p. 95.
27. *FR, 1944, China*, pp. 262-63, 270-71.
28. Lin, "China's Capacity," *Pacific Affairs*, Vol. 17, No. 4, p. 445; Cosgrove, "Economic Foreign Policy," pp. 91-93.
29. *FR, 1942, China*, p. 502.
30. *FR, 1942, China*, p. 288
31. *FR, 1942, China*, p. 70.
32. *FR, 1943, China*, pp. 713, 715.
33. *FR, 1944, China*, pp. 1008, 1014-15, 1018, 1043.
34. *FR, 1944, China*, pp. 1083, 1086, 1087-88, 1095; Cosgrove, "Economic Foreign Policy," p. 127.
35. *FR, 1945, The Far East, China*, pp. 1258-1309, 1314, 1316, 1319-1323.
36. *FR, 1945, The Far East, China*, pp. 1324-25, 1352-53.
37. Cosgrove, "Economic Foreign Policy," pp. 185, 187-192.
38. Kia-Ngau Chang, *The Inflationary Spiral* (The Technology Press of Massachusetts

- Institute of Technology, 1958), p. 152.
39. Chang, *The Inflationary Spiral*, pp. 68, 154.
40. ハン・スーイン『毛沢東』(毎日新聞社、1973) 343ページ。Yu-K'uei Cheng, *Foreign Trade and Industrial Development of China* (University Press of Washington, D.C., 1956), p. 159; Chang, *The Inflationary Spiral*, pp. 223-24, 230.
41. Helen Anderson, "Through Chinese Eyes," (Ph.D. Dissertation, University of Virginia, 1980), p. 125 より引用。
42. Chang, *The Inflationary Spiral*, pp. 236-37; Shun-Hsin Chou, *The Chinese Inflation, 1937-1949* (Columbia University Press, 1963), pp. 96-97; Cosgrove, "Economic Foreign Policy," pp. 195-97, 199-201; M. E. Orlean, "The Sino-American Commercial Treaty of 1946," *The Far Eastern Quarterly*, Vol. VII, No. 4 (August, 1948), p. 354; Anderson, "Through Chinese Eyes," pp. 131-35.
43. スーイン『毛沢東』349ページ。
44. Cosgrove, "Economic Foreign Policy," p. 201; Anderson, "Through Chinese Eyes," p. 135.
45. Max Beloff, *Soviet Source Materials on USSR Relations with East Asia 1945-1950* (IPR, 1950), pp. 70, 93.
46. Gabriel Kolko, *The Politics of War* (Random House, 1968), p. 617; Donald Lach and Edmund Wehrle, *International Politics in East Asia Since World War II* (Praeger Publishers, 1975), p. 5.
47. スーイン『毛沢東』341頁。

